

事業者温室効果ガス削減指針

第1 目的

この指針は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、条例第10条第1項に規定する事業者温室効果ガス削減計画書（以下「計画書」という。）及び条例第11条第1項に規定する事業者温室効果ガス削減報告書（以下「報告書」という。）の作成に関する事項、事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の内容、条例第12条第1項に規定する報告書の評価等に関して、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

第2 用語

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び規則において使用する用語の例による。

第3 特定事業者の対象範囲の考え方

条例第2条第5号及び規則第3条各項の規定による特定事業者の事業活動等の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 条例第2条第5号イ及びロに係る事業者

(1) 事業活動の範囲

- ① 工場又は事業場（以下「事業所等」という。）における事業活動とする。
- ② 同一の敷地又は建築物において複数の事業所等が存在する場合は一つの事業所等とみなす。

(2) 原油換算エネルギー使用量又は温室効果ガス排出量の範囲

- ① 事業所等のうち、建物の所有者以外の者（以下「テナント事業者」という。）がその一部を利用する建物（以下「テナントビル」という。）については、テナントビル全体を一つの事業所等とみなし、テナントビルの所有者がテナントビル全体のエネルギー使用量を把握する。ただし、そのエネルギー使用量は、当該テナントビル全体の使用量から個々のテナントが設置更新の権原を有し、そのエネルギー使用量を把握している設備に係るエネルギー使用量を差し引くものとする。
- ② テナント事業者については、自己の管理・権原の有無にかかわらず、その専用部全てのエネルギー使用量を把握する。
- ③ 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設については、他人への電気又は熱の供給に係るエネルギー使用量を差し引くものとする。

2 条例第2条第5号ハに係る事業者

(1) 事業活動の範囲

- ① 市内の事業所等において使用する規則第3条第3項に規定する自動車運送事業（貨物輸送又は旅客輸送）の用に供する自動車のうち、使用の本拠の位置を市内に登録して

いる自動車による事業活動とする。

(2) 原油換算エネルギー使用量

- ① 自動車運送事業の用に供する自動車の走行に係るエネルギー使用量を把握するものとし、事業所等において行われる事業活動は含まないものとする。

第4 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量の算定

1 原油換算エネルギー使用量

条例第2条第5号イの規定による原油換算エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）に基づき算定するものとする。ただし、算定に用いる単位発熱量等の係数は計画期間を通じて一定とする。

2 二酸化炭素換算温室効果ガス排出量

条例第2条第5号ロの規定による温室効果ガスのうちいずれかの物質の排出の量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に基づき算定するものとする。ただし、算定に用いる排出係数は計画期間を通じて一定とする。

3 自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量

条例第2条第5号ハの規定による事業者の排出量は、第3の2(1)①で規定するすべての自動車の走行に係るエネルギー使用量の合計値から、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に基づき算定するものとする。

第5 計画書の作成及び提出

特定事業者は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、次に掲げる事項を記載した計画書（様式第1号）を作成するものとする。また、作成した計画書は、事業者温室効果ガス削減計画書提出書（様式第3号）を添えて、規則第4条に定める期日までに提出するものとする。

1 事業者の概要

- (1) 氏名（法人にあつては名称及び代表者名）
(2) 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
(3) 主たる事業の概要（日本標準産業分類の中分類及び細分類の名称）
(4) 該当する要件

2 削減計画の基本的事項

(1) 計画期間

計画期間を記載する。ただし、計画期間の第2年度又は第3年度において計画書を作成することとなった事業者にあつては、計画期間のうち、当該年度の前年度を除いた期間とする。

(2) 基本方針

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減に向けた基本的な考え方や目標達成のために講ずる措置についての基本的な考え方を基本方針として設定する。

(3) 計画を推進するための体制

対象となる事業所等における温室効果ガスの排出の削減に係る取組を確実かつ円滑に推進するための責任者及び担当者を定め、事業所全体または事業者全体としての体制を整備する。なお、環境マネジメントシステム等により既に体制を整備している場合は、その体制により推進するものとする。

3 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標

(1) 基準年度の温室効果ガス排出量

第4に示す算定方法をもとに、基準年度におけるエネルギー使用量、温室効果ガス排出量を算出する。なお、複数の温室効果ガスを排出する場合は、排出される温室効果ガスの種類ごとに算出した排出量を合算して算出するものとする。クレジットの購入等により温室効果ガスを削減した場合は、その削減した量を温室効果ガス排出量から差し引くものとする。

基準年度は、原則として計画期間の初年度の前年度とする。

(2) 目標年度の温室効果ガス排出量

基準年度における温室効果ガス排出量及び計画期間における取組の内容や事業活動の状況などを総合的に勘案し、目標年度における温室効果ガス排出量（以下「目標排出量」という。）を設定する。

目標年度は計画期間の最終年度とする。

4 排出原単位に係る実績及び目標

目標排出量に加え、排出原単位に係る目標（以下「目標原単位」という。）を設定する。排出原単位は、温室効果ガス排出量を生産数量、建物延床面積、売上高その他の温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値等で除して算出する。

事業者は事業活動の特性をもとに、自らの判断で温室効果ガス排出量と密接な関係にある最も適した指標を設定する。なお、計画期間中は設定した排出原単位の指標は変更しない。

（温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標の例）

業種等	指標例
製造業	生産数量（トン）、生産額（円）
小売業	売場面積（㎡）、売上高（円）
ビル	建物延床面積（㎡）、占有面積（㎡）
運輸業	走行距離（km）、輸送量（トン、㎡）

5 重点的に実施する取組の実施計画

温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組のうち、基本的な取組（基本対策）及び事業活動に応じて実施する取組（選択対策、その他の対策）について、その実施計画を記載する。

(1) 基本対策（別表1）

設備等の管理方法、運転方法、保守・点検の改善など、温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な対策であり、事業所等の設備等の条件に該当する場合は、計画期間中に実施することが望ましい対策である。

(2) 選択対策（別表2）

高効率設備の導入や既存設備の改修等により、温室効果ガスの排出の量の削減を図るための対策であり、保有する設備について更新時期等を踏まえ、積極的に取り組むことが望ましい対策である。

(3) その他の対策（別表3）

自らの温室効果ガスの排出量の削減の取組の他、地球温暖化の防止に資する地域や社会への貢献に関する取組について、実施計画や具体的取組内容を自由に記載する。

第6 報告書の作成及び提出

計画書提出特定事業者は、条例第11条第1項の規定により、計画書に記載した次に掲げる事項について、計画期間の各年度における実施状況及び実績を記載した報告書（様式第2号）を作成し、事業者温室効果ガス削減報告書提出書（様式第4号）を添えて、規則第6条に定める期日までに提出するものとする。

計画期間の途中で規則第3条各項に規定する要件を満たさなくなった場合には、報告書の作成及び提出を要しないが、継続的に報告書の作成及び提出をするよう努めること。なお、継続的に報告書の作成及び提出を行わない場合には、第15に示す非該当届により、その内容を届け出るものとする。

1 温室効果ガスの排出の実績

第4に示す算定方法をもとに、報告年度におけるエネルギー使用量、温室効果ガス排出量を算出し、目標排出量との比較を行い、増減の要因を記載する。ただし、エネルギー使用量、温室効果ガス排出量の算定に用いる各種の係数は、計画書の作成の際に用いたものとする。

2 排出原単位の実績

前項と同様に排出原単位を算出し、目標原単位との比較を行い、増減の要因等を記載する。

3 重点的に実施する取組の実施状況

基本対策、選択対策及びその他の対策について、報告年度における実施状況及び当該対策の実施計画の見直し状況等を記載する。

第7 計画書及び報告書の公表

1 市長による公表

市長は、条例第10条第3項及び第11条第2項の規定により、計画書及び報告書の概要について公表を行う。公表する事項は計画書概要（様式第1号別紙1）及び報告書概要（様式第2号別紙1）の内容とする。

2 非公表の取り扱い

計画書提出特定事業者は、計画書及び報告書の公表に関し、経営に重大な影響を与える等の正当な理由があるときは、市長に当該理由に関する事項を非公表とするよう求めることができる。この場合において、市長が非公表とすることに正当な理由があると認めるときは、当該事項を非公表とすることができるものとする。

計画書提出特定事業者は、上記に係る請求を行う場合には、事業者温室効果ガス削減計画書非公表請求届（様式第5号。以下「非公表請求届」という。）により、その内容を届け出るも

のとする。

第8 計画書の変更等

1 計画書の変更

計画書提出特定事業者は、第5により提出した計画書の内容のうち、次に掲げる事項を変更した場合は、速やかに事業者温室効果ガス削減計画書変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）を添えて、変更後の計画書を作成し、提出するものとする。

- (1) 事業所等の名称に変更があったとき
- (2) 事業所等の用途に変更があったとき
- (3) 温室効果ガス排出量の削減に関する目標に大幅な変更があったとき
- (4) その他計画書に記載した事項について大幅な変更があったとき

2 事業所等の廃止

計画書提出特定事業者は、計画書の対象である事業所等を廃止したときは、事業者温室効果ガス削減計画書廃止届（様式第7号。以下「廃止届」という。）により、その内容を届け出るものとする。

3 事業所等の承継

計画書提出特定事業者から計画書の対象である事業所等を譲り受けたもの又は計画書の対象である事業所等について相続、合併若しくは分割により当該事業所等を承継したものは、事業者温室効果ガス削減計画書承継届（様式第8号。以下「承継届」という。）により、その内容を届け出るものとする。

第9 評価の時期

市長は、条例第12条第1項の規定により、計画期間が終了した年度の翌年度に、当該年度に提出される報告書について評価を行うものとする。

第10 評価の基準

市長は、条例第12条第1項の規定により、第9に示す報告書について、計画期間の初年度から最終年度までの実施状況等により、別表4に基づき、定量項目及び定性項目別に得点をつけ、その得点により別表5に示すS、A、Bの3段階で評価を行うものとする。

第11 評価結果の通知及び公表

市長は、第10に示す評価を行ったときは、条例第12条第2項の規定により、速やかに当該評価に係る計画書提出特定事業者に対しその結果を通知するとともに、評価結果がS、Aであった計画書提出特定事業者について、その評価結果を公表するものとする。

第12 表彰

市長は、条例第13条の規定により、報告書に対する評価の結果がS、Aであった計画書提出特定事業者の中から、立入調査等により温室効果ガスの排出の抑制等の対策の実施状況を確認のうえ、地球温暖化対策に関する有識者、市民・事業者等の各種団体代表者等の意見を聴き、表彰

する計画書提出特定事業者を決定するものとする。

第13 助言

市長は、条例第14条の規定により、計画書提出特定事業者に対し、提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための対策の実施並びに計画書及び報告書の適正な作成等に係る事項について、必要に応じて助言を行うものとする。

第14 一般事業者による計画書及び報告書の提出

第3から第13までについては、条例第15条の規定により、一般事業者が本指針を参考に計画書及び報告書を作成し、提出する場合について準用する。この場合において、第6、第7、第8、第11、第12及び第13中「計画書提出特定事業者」とあるのは「計画書を提出した一般事業者」と、第5、第6及び第8中「提出するものとする」とあるのは「提出することができる」と、第8中「届け出るものとする」とあるのは「届け出ることができる」と、読み替えるものとする。

市内に複数の事業所等を有する事業者で、各事業所等における温室効果ガスの排出の削減にかかる目標や取組が統一的に定められ、かつ実施されていると市長が認める場合は、それらを一つの事業所等とみなし、計画書及び報告書を提出することができる。

一般事業者は、計画書を提出する場合には、規則第7条に定める期日までに、また、報告書を提出する場合には、規則第6条に定める期日までに行うものとする。

第15 非該当の届出

特定事業者は、計画期間の第2年度目及び第3年度目において規則第3条各項に規定する要件を満たさなくなった場合で、かつ、継続的に報告書の作成及び提出を行わない場合には、事業者温室効果ガス削減計画書非該当届（様式第9号。以下「非該当届」という。）により、その内容を届け出るものとする。

附則

この指針は、令和2年4月1日から実施する。

附則（令和3年10月14日改正）

この指針は、令和3年10月14日から実施する。

別表1 基本対策

条例第2条第5号イ、ロに係る事業者

番号	名称	実施の判断基準
1	エネルギー管理推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理推進体制が整備されている。 ・エネルギー管理推進体制の中で、エネルギー管理が推進されている。
2	エネルギー消費機器管理台帳の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・主要なエネルギー消費機器について管理台帳が整備されている。 ・管理台帳が随時更新されている。
3	管理標準(管理マニュアル)の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・主要なエネルギー消費機器について管理標準が整備されている。 ・主要なエネルギー消費機器が管理標準に基づき運用され、必要な記録がある。 ・管理標準が必要により更新されている。
4	エネルギー使用量の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・主要なエネルギー使用先のエネルギー使用量を、エネルギー種類別に計測している。 ・計測結果が集計され、記録されている。
5	省エネルギー教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー、地球温暖化防止に関する研修、教育を定期的の実施し、実施記録を残している。
6	ボイラー、工業炉の空気比の把握・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼設備の空気比が定期的に把握され、基準空気比の範囲内で管理されている。 ・空気比管理の記録が残されている。
7	ボイラーの熱効率の把握・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーの熱効率が定期的に計算され記録されている。 ・ボイラーの熱効率を高く維持する運用・管理がされている。
8	蒸気圧力・温度・供給量の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で使用する蒸気の必要な圧力、供給量を把握している。 ・ボイラーを必要な圧力、供給量が確保できるよう運用・管理している。
9	使用しない蒸気配管の閉止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の蒸気配管系統図を整備している。 ・不要な蒸気を送らないように蒸気バルブを閉止している。
10	蒸気配管の弁やフランジ等の保温・断熱強化	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気配管、蒸気配管の弁やフランジ部分が保温されている。 ・保温状態を定期的に確認している。

番号	名称	実施の判断基準
11	廃熱回収の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内に設置した工業炉やボイラーの排ガスから廃熱を回収して利用している。 ・工業炉やボイラーの排ガスから廃熱を回収する等により、排ガス温度を下げている。
12	空調設定温度の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設定温度が管理標準（管理マニュアル）で定められている。 ・空調を使用している場所の温度が記録されている。
13	設備運転時間の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の運転時間が管理標準（管理マニュアル）で定められている。 ・設備の運転時間が管理標準（管理マニュアル）に基づき管理されている。
14	室内二酸化炭素濃度の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の二酸化炭素濃度が定期的に測定されている。 ・室内の二酸化炭素濃度が許容値を超えない範囲で換気量を減らしている。
15	空調機器の保全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機器、換気設備のフィルターを定期的に清掃・交換している。 ・空調機器、換気設備のフィルターの清掃・交換記録がある。
16	熱源設備に組み込まれた燃焼機器の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼機器の負荷が蒸発量や空調負荷に応じて調整されている。 ・燃焼機器の空気比が負荷変更の範囲内で適切に調整されている。 ・熱源機器のメンテナンス記録及び運転管理記録がある
17	熱源設備の運転時間管理	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源設備、熱搬送設備の起動・停止時間が季節毎に設定されている。 ・設定に基づき、熱源設備、熱搬送設備の起動・停止時間が適切に管理されている。
18	冷水出口温度の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ターボ冷凍機の冷水出口温度が季節ごとに設定されている。 ・設定に基づき、ターボ冷凍機の冷水出口温度が管理されている。
19	ポンプ、ファン、ブロワの吐出圧力、供給量の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ、ファン、ブロワの必要圧力、必要供給量が把握されている。 ・必要圧力、必要供給量に合わせ制御（インバータ制御、台数制御等）している。
20	コンプレッサーの運転圧力の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮空気配管系統図が整備されている。 ・配管系統の圧力損失（圧縮空気供給側と需要側の圧力差）が最小となるように管理されている。

番号	名称	実施の判断基準
21	非稼働エリアへの圧縮空気供給管理	<ul style="list-style-type: none"> ・主な稼働エリア毎に圧縮空気供給元弁が設置されている。 ・非稼働エリアへの圧縮空気供給元弁が閉止されている。
22	コンプレッサー吸気温度の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・空冷式コンプレッサーの排気が、吸気温度に影響しない対策をしている。 ・コンプレッサーの吸気温度が外気温度より高くない対策をしている。
23	照明器具の点灯時間管理	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の点灯時間がルール化されている。 ・不要な照明の使用や消し忘れをチェックする仕組みがある。
24	高効率照明器具の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・照明の交換時期にあわせ、高効率タイプの照明に交換している。 ・事業所内の照明の80%（消費電力基準）以上が高効率タイプの照明になっている。
25	コジェネレーション運転効率の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・コジェネレーション設備の発電効率、排熱回収効率の目標値を定めている。 ・コジェネレーション設備の発電効率、排熱回収効率を計測・記録し、管理している。
26	給湯器の運転方法管理	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯器の運転時間、季節毎の設定温度がルール化されている。 ・給湯器がルールに従って運転されている。
27	事務所機器の待機電力管理	<ul style="list-style-type: none"> ・PC、OA 機器等の事務所機器が省エネモードに設定されており、長時間不使用の場合には電源を切ることがルール化されている。 ・PC、OA 機器等の事務所機器がルールに従って運転されている。
28	日射エネルギーに起因する空調負荷の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・庇、ブラインド、カーテン等を季節や日射量に合わせ調整することがルール化されている。 ・庇、ブラインド、カーテン等がルールに従って調整されている。
29	車両の点検整備	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に車両の点検整備を行い、その記録がある。 ・必要により整備管理者が選任されている。
30	エコドライブ実践	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を運転する可能性のある全ての担当者を対象としてエコドライブ教育を実施し、その記録がある。 ・「エコドライブ実践状況チェックシート」を運用している。

条例第2条第5号ハに係る事業者

番号	名称	実施の判断基準
1	エネルギー管理推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理推進体制が整備されている。 ・エネルギー管理推進体制の中で、エネルギー管理が推進されている。
2	省エネルギー教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー、地球温暖化防止に関する研修、教育を定期的実施し、実施記録を残している。
3	エネルギー使用量の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量や走行距離を車両別に定期的に把握・記録されている。
4	エコドライブ推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ推進に関する責任者の設置、実践方法に関するマニュアルを作成するなど、推進体制を整備している。
5	エコドライブ教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を運転する全社員に対するエコドライブに関する研修、教育を定期的実施している。
6	エコドライブ実践	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ10のすすめを実践し、チェックシート等に記録している。
7	車両の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の点検・整備に関する責任者の設置、マニュアルの作成等、自動車の維持管理体制が整備されている。
8	車両の性能管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日常及び定期的な保守・点検、修理が行われ、記録されている。
9	効率的なルート選定	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に目的地までの効率的なルートを選定し、運転者に伝える仕組みが整備されている。
10	効率的な自動車管理	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送需要を把握し、目的や輸送量に応じた自動車を使用するなど、適切な車両管理を行っている。
11	照明器具の点灯時間管理	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の点灯時間がルール化されている。 ・不要な照明の使用や消し忘れをチェックする仕組みがある。
12	事務所機器の待機電力管理	<ul style="list-style-type: none"> ・PC、OA 機器等の事務所機器が省エネモードに設定されており、長時間不使用の場合には電源を切ることがルール化されている。 ・PC、OA 機器等の事務所機器がルールに従って運転されている。

別表2 選択対策

条例第2条第5号イ、ロに係る事業者

番号	名称	実施の判断基準
1	外部機関による省エネ診断	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関による省エネ診断を受診している。 提案された対策の一部又は全部を実施している。
2	生産性管理	<ul style="list-style-type: none"> 生産歩留まり改善のための検討や、業務の生産性改善のための検討を継続して実施している。
3	エネルギー使用量の見える化(前年度比較)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所のエネルギー使用量を計量し、グラフ化している。 エネルギー使用量変化の理由を省エネ対策毎に分析し、対策効果の確認や更なる課題の発掘に活用している。
4	エネルギー使用量の見える化(分計による課題発見)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所のエネルギー使用量を、設備別、エネルギー種類別に計量し、グラフ化しており、エネルギー使用量変化の理由を分析して、省エネ対策の検討や対策効果の確認に利用している。
5	ボイラーの運転効率管理	<ul style="list-style-type: none"> 同一の蒸気配管系統に接続する複数のボイラーを台数制御運転するにあたり、高効率ボイラーに負荷を集約して運転している。 ボイラー群のシステム効率を評価している。
6	ボイラーの給水及びブローの管理	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー補給水の水質を JIS 水質基準 (JIS B8223:2006)等に準じて管理している。 水質に合わせ、適切なブローを行っている。
7	蒸気トラップの管理	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気トラップを定期的に点検し、メンテナンスしている。
8	工業炉の断熱性能維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 工業炉の外壁温度を定期的に測定している。 工業炉の外壁温度を目標値以下に保てるよう断熱材を補修・管理している。
9	再熱除湿運転回避	<ul style="list-style-type: none"> 可能な場合は再熱除湿運転を行わない空調運転が行われている。
10	外気冷房	<ul style="list-style-type: none"> 可能な場合には、外気を取入れて冷房を行っている。
11	熱源設備 冷却水温度の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 冷却水温度を計測している。 冷却水温度を適正な範囲に調整している。
12	熱源設備 冷却水の水質管理	<ul style="list-style-type: none"> 冷却水の水質を定期的に調査している。 冷却水の水質を適正な範囲に調整している。
13	冷温水ポンプの回転数制御、自動流量制御	<ul style="list-style-type: none"> 空調の運転において、冷温水の行き・戻り温度差が適切になるように冷温水ポンプの流量制御を行っている。

番号	名称	実施の判断基準
14	圧縮空気系統の保全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮空気配管系統を構成する機器、配管の保全管理マニュアルが整備されている。 ・管理マニュアルに基づき、漏れ・詰まり等の点検が実施されている。
15	ポンプ、給水系統の保全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・給水系統を構成する機器、配管の保全管理マニュアルが整備されている。 ・管理マニュアルに基づき、漏れ・詰まりの点検・補修が実施されている。
16	ファン、ブロワ、給気系統の保全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・給気系統を構成する機器、配管等の保全管理マニュアルが整備されている。 ・管理マニュアルに基づき、漏れ・詰まりの点検・補修が実施されている。
17	変圧器の負荷率管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者内にある全ての変圧器の負荷率が把握されている。 ・省エネ対策の結果、負荷が減った変圧器を統合し負荷の小さな変圧器を停止している。
18	デマンド管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が消費する受電電力を連続的に監視している。 ・受電電力が、目標値を超えないよう電力消費機器の運転管理をしている。
19	負荷平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・購入電力の昼夜間負荷平準化運用管理を行っている。
20	窓の断熱性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・窓の断熱性能の向上（二重窓、複層ガラス、断熱フィルム等）対策を実施している。
21	壁面緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面緑化や屋上緑化を実施している。
22	再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内に太陽光発電、太陽熱利用システム、地中熱利用システム等の再生可能エネルギーが導入されている。
23	商品や原料輸送時の省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・商品や原料の搬出入を行う者（外部輸送事業者を含む）に対して、使用する車両をエコカーに更新するよう要請している。 ・輸送時の省エネを考慮して発送・荷受けの日時を指示している。
24	燃費性能の良い車両の計画的導入	<ul style="list-style-type: none"> ・環境性能の優れた車両を計画的に導入している。
25	エコドライブ教育実施	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ推進担当者を設置している。 ・車両を運転する全社員に対するエコドライブ教育を定期的に行っている。

条例第2条第5号ハに係る事業者

番号	名称	実施の判断基準
1	情報共有体制の整備	・エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の把握・分析結果等を適切に社内（市内事業所間）で共有している。
2	エネルギー使用量の見える化(前年度比較)	・エネルギー使用量や走行距離を計量し、グラフ化している。 ・エネルギー使用量等を前年度と比較して変化の理由を分析している。
3	エネルギー使用量の見える化(分計による課題発見)	・エネルギー使用量や走行距離を、車両別、エネルギー種類別に計量し、グラフ化しており、エネルギー使用量等の変化の理由を分析して、省エネ対策の検討に利用している。
4	環境性能の良い車両の計画的導入	・ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車等の環境性能の優れた車両を計画的に導入している
5	燃費向上のための装置等の計画的導入	・アイドリングストップ装置や低燃費タイヤなど、燃費向上のために必要な装置等を計画的に導入している
6	エコドライブの管理	・デジタル式記録装置の活用等により、運転者・車種別等のエネルギー使用量を管理している。
7	維持管理に関する教育	・自動車の適正な維持管理に必要な知識や技術の習得のため、定期的に研修等を実施している。
8	モーダルシフトの推進	・車両、鉄道、船等の低排出量の輸送方法への変更を検討・実施している。
9	搬出入車両のエコカー導入誘導	・搬出入を行う者（外部輸送事業者を含む）の貨物自動車をエコカーに更新するよう働きかけを行っている。
10	関係者への普及啓発	・荷主（顧客）、協力会社等の関係者に対して、地球温暖化対策に関する普及啓発（地球温暖化対策への協力依頼）を行っている。
11	事業者連携による効率的な輸送推進	・他の事業者と連携して、共同輸配送や共同運行など効率的な輸送を推進している。
12	最適運行ルート選択	・効率的な運行ルートを選択するため、カーナビゲーションシステム等を導入している。
13	効率的な自動車運用のためのシステム導入	・車両動態管理システムなど、輸送や配車効率の向上に資する情報システムを導入している。
14	効率的なルート選定	・混雑する道路や時間帯を避けるための輸送計画を作成している。
15	空調設定温度の管理	・空調設定温度が管理標準（管理マニュアル）で定められている。 ・空調を使用している場所の温度が記録されている。

別表3 その他の対策

番号	名称
1	環境マネジメントシステムの導入
2	SBT や RE100 等の国際的な気候変動イニシアティブなど脱炭素経営への取組
3	従業員の自動車利用の抑制、公共交通機関の利用促進
4	環境教育・学習の実施（従業員以外を対象にしたもの）
5	廃棄物削減対策の実施
6	森林の保全・緑化の推進
7	グリーン調達の実施
8	カーボンオフセットの実施
9	ヒートアイランド対策の実施
10	計画期間以前の温室効果ガスの大幅な削減
11	排出係数の小さい電気事業者の選択
12	市が実施する環境関連事業への参画
13	その他地球温暖化を防止する対策の実施

別表4 評価の項目

項目		配点	得点基準
定量 項目	温室効果ガス排出量の削減率	50点	削減率の年平均値（（（1年目削減率）+（2年目削減率）+（3年目削減率））÷3）により評価 4%以上：50点 3%以上～4%未満：40点 2%以上～3%未満：30点 0%以上～2%未満：20点 0%未満（増加）：0
	排出原単位の削減率	50点	
定性 項目	基本的な取組	50点	基本対策の取組状況により評価し、その合計点を算出 $50 \text{点} \times (\text{実施している対策数}) / (\text{全基本対策数} - \text{該当なし対策数})$
	事業活動に応じて実施する取組	50点	選択対策の取組状況により評価し、その合計点を算出 （概ね実施している対策数×5点）+（部分的に実施している対策数×3点） 概ね実施している（概ね半分以上）：5点 部分的に実施している：3点 未実施：0点 その他の対策への取組状況により評価し、その合計点を算出 1項目につき5点 最大で25点

別表5 評価の基準

評価	評価基準
S	160点以上
A	130点以上 160点未満
B	130点未満